帯広市体育施設管理業務基本協定書「帯広の森運動施設グループ」（案）

※協定書締結時には、この協定書（案）に基づいて双方協議の上確定することになります。

帯広市教育委員会（以下「甲」という。）と、××××（以下「乙」という。）とは、帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第37号。以下「手続条例」という。）第８条の規定に基づき、帯広市体育施設「帯広の森運動施設グループ」（以下「帯広の森運動施設」という。）の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（管理業務）

第１条　乙は、この協定書に基づき、次に掲げる帯広の森運動施設の管理業務を行う。

名　称	位　置
帯広の森陸上競技場	帯広の森運動公園内
帯広の森屋内スピードスケート場	
帯広の森体育館	
帯広の森アイスアリーナ	
帯広の森第二アイスアリーナ	
帯広の森スポーツセンター	
帯広の森野球場	
帯広の森市民プール	
帯広の森弓道場・アーチェリー場	
帯広の森テニスコート	
帯広の森球技場	
帯広の森研修センター	

２　乙が行う管理業務の内容は、次のとおりとする。

（１）施設の維持管理業務

（２）施設の使用許可等に関する業務

（３）スポーツ振興事業の実施に関する業務

（４）その他前各号を遂行するために必要な業務

３　乙は、前項の管理業務を行うに当たっては、帯広市体育施設　指定管理者業務仕様書（「帯広の森運動施設」グループ）（以下「仕様書」という。）及び帯広市体育施設指定管理者募集要項（A：「帯広の森運動施設」グループ）並びに第７条の事業計画書に基づき実施するものとする。

４　乙は、管理業務を行うに当たっては、アンケート調査を行うなど施設の利用に関する市民ニーズを的確に把握し、サービスの向上に努めるものとする。

（甲が行う業務の範囲）

第２条　次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

（１）施設の目的外使用許可

（２）第６条第６項に基づき甲が実施する施設の修繕業務

（協定期間）

第３条　この協定書の有効期間は、令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までとする。

（法令等の遵守）

第４条　乙は、管理業務の遂行に当たっては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「自治法」という。）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の法令を遵守するとともに、次の事項を守らなければならない。

（１）手続条例、帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 43 号）、帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する事務処理要綱（平成 16 年７月８日制定）、帯広市体育施設条例（昭和 59 年条例第 10 号）及び帯広市体育施設条例施行規則（昭和 59 年規則第４号）に定めるところにより、誠実に管理業務を執行すること。

（２）帯広の森運動施設の施設を甲の承諾を受けることなく目的以外に使用しないこと。

（３）その他管理業務の執行に関し甲の指示に従うこと。

（経理）

第５条　乙は、管理業務の遂行に当たっては、乙が行う他の事業等と区分して経理しなければならない。

２　乙は、前項の経理について、毎年４月１日から翌年の３月 31 日までを会計年度とし、一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とする予算を編成するものとする。

３　乙は、前項の予算の編成に当たっては、あらかじめ甲と協議するものとする。

（指定管理料）

第６条　甲は、本業務の対価として、乙に対して年度ごとに指定管理料を支払う。

２　甲が乙に対して支払う指定期間中の指定管理料の上限は、５年間総額〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇，〇〇〇，〇〇〇円）とする。甲が乙に対して支払う指定管理料の年度ごとの額及び支払時期等については、別に年度協定書において定めるものとする。

３　第 21 条のリスク分担に基づく、物価・賃金スライド制度による指定管理料のスライド額及び支払時期等については、甲乙協議の上、別に年度協定書において定めるものとする。

４　前項に定める事項のほか、協定期間内に経済情勢の激変又はその他予期することのできない状況の変化など、乙の責めでない特別の事情により、第２項に定める指定管理料が著しく不適当となったときは、甲乙協議のうえ指定管理料を変更することができる。

５　自治法第 244 条の２第８項に規定する利用料金制を採用するので、乙は、利用料金の額を、帯広市体育施設条例第６条の規定により定める額の範囲内において甲の承認を得て定め、同条例第 16 条の規定に基づき、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収受するものとする。

６　管理施設の修繕については、１件につき 100 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、１件につき 100 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

７　各年度において、乙が負担する管理業務に係る費用総額又は前項の規定により乙が負担する修繕料が、次条に規定する事業計画書の予算額に対して多額の不用額を生じる見込みのある場合は、甲乙協議の上、必要な修繕を実施し、又は指定管理料の一部について甲が乙に返還を求めることができるものとする。

８　帯広市体育施設条例の改正により、同条例第６条で規定する額が改正された場合で、利用料金収入予定額に変動が見込まれる場合、第２項に規定する指定管理料の見直しについて甲乙協議の上、定めるものとする。

　また、乙は甲の承認を得て第５項に規定する利用料金の額を変更することができるものとする。

（事業計画）
第７条　乙は、毎年度、年度開始前までに事業計画書を甲に提出し、確認を受けなければならない。
２　事業計画書には、収支予算、管理執行体制その他甲が必要と認める事項を記載するものとする。
３　甲及び乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（事業報告）
第８条　乙は、手続条例第９条第１項の規定により、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後５月 31 日までに甲に提出するものとする。
（１）管理業務の実施状況
（２）利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由
（３）利用料金の収入実績
（４）管理経費等の収支状況等
（５）自主事業の実施状況に関する事項
（６）市町村税並びに消費税及び地方消費税について未納がないことを証明する書類
（７）社会保険料について未納がないことを証明する書類
（８）その他甲が指示する事項
２　乙は、次に掲げる事項を記載した月報（別記様式）を毎月終了後 10 日以内に、甲に提出するものとする。
（１）管理業務の実施状況
（２）利用状況
（３）利用料金の収入実績
（４）利用者、関係者等からの苦情・要望及びその対応状況
３　乙は、法人（団体）の決算が確定したときは、法人（団体）に係る次に掲げる書類を速やかに甲に提出するものとする。
（１）前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに相当する書類
（２）現事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
４　甲は、必要があると認めるときは、前各項に掲げる書類の内容又はそれに関連する事項について、乙に対し報告又は説明を求めることができるものとする。

（業務実施状況の確認）
第９条　甲は、乙の管理業務及び経理の状況等に関し、前条に規定する事業報告書及び月報による報告のほか、「帯広市指定管理者導入施設のモニタリングマニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、書類による確認を行い、又は実地に調査することができるものとする。
２　乙は、管理施設を適正に管理運営するため、マニュアルに基づき、管理業務執行状況を記録し、自己評価を実施するものとする。

（調査、指導及び指示）
第１０条　甲は、第８条第４項及び前条第１項に掲げるもののほか、サービス水準の確保及び管理業務の適正を期するため、必要に応じて、乙に対して、当該管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
２　乙は、第８条第４項、前条第１項及び前項の規定による報告又は実地調査について、正当な理由があると甲が認めた場合を除きこれに応じなければならない。
３　報告又は調査の結果、改善が必要と認められる場合は、甲は、乙に対し改善指導書により指導を行うものとする。

４　乙は、前項の指導を受けた時は、速やかに改善のための対応策を改善計画書に取りまとめ、甲に提出するとともに、全力で実施しなければならない。
５　甲は、改善計画書に基づく改善状況の確認のため必要に応じて、施設への立入りにより、現地で業務遂行状況の調査を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。
６　前項の調査により改善状況が適正と認められない場合は、甲はその結果を乙に通知するとともに、改善すべき内容と期限等について改善指示書により指示を行うものとする。

（指定管理者への指示・指導）
第１１条　甲は、特に次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときには、乙に対し必要な指導又は指示を行うものとする。
（１）利用者に対し、正当な理由がないのに施設の利用を拒んでいるとき又は不当な差別的取扱いをしているとき。
（２）要員の配置や施設の管理が当該施設の設置目的を効果的に達成するために適切なものとなっていないとき。
（３）その他、当該施設の管理の適正を期するために必要であるとき。

（管理運営状況等の評価及び公表）
第１２条　甲は、毎年度終了後、マニュアルに基づき、乙による管理施設の管理運営状況及び実績を評価し、その結果を乙に通知するとともに、公表するものとする。

（指定の取消し及び管理業務の停止）
第１３条　甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、乙に対して、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。
（１）乙がこの協定に定める事項を履行せず、又はこれらに違反したとき。
（２）乙が帯広市体育施設指定管理者募集要項に定めた申請資格を失い、回復の見込のないとき。
（３）乙が、指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
（４）この協定書の規定に基づく報告の求め若しくは調査に応じず、虚偽の報告若しくは回答をし、又は指示に従わないとき。
（５）その他乙に管理業務を行わせておくことが不可能又は著しく困難若しくは社会通念上著しく不適当と甲が判断したとき。
２　前項の規定の確認のために、甲は乙に対し、随時書類の提出を求めることができる。
３　第１項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合において、乙は、指定を取り消された日から３０日以内に、第８条第１項に規定する事業報告書を甲に提出するものとする。
４　甲は、第１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に乙に対して支払った指定管理料の全部又は一部を返還させることができる。
５　第１項の規定により指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じた場合において乙に損害が生じても甲はその賠償の責めを負わない。

（権利の譲渡禁止等）
第１４条　乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（第三者への委託の禁止）
第１５条　乙は、管理業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が認めた場合は、管理の主たる業務を除く業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
２　乙が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用負担

において行うものとする。この場合において、その業務に関して乙が委託又は請け負わせる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用は、全て乙がこれを負担するものとし、甲はその賠償の責めを負わない。

（苦情処理等）

第１６条　乙は、利用者その他の関係者等から当該管理業務及びサービス内容等に対する苦情・要望があった場合は、誠意をもって適切かつ速やかに対応するものとする。

２　苦情等の内容及びその対応状況については、第８条第２項の規定による月報により甲に報告するものとする。ただし、特に必要と認める事項については、月報の報告期限にかかわらず速やかに甲に報告するものとする。

（災害等の通知等）

第１７条　乙は、帯広の森運動施設において災害その他異常な事態が生じたとき又はその恐れがあるときは、遅滞なく甲に通知し、その指示を受けるものとする。

（災害時における施設の役割）

第１８条　乙は災害時において、甲から指定避難所及び指定緊急避難所として帯広の森体育館の、代替避難所として帯広の森研修センターの使用を求められたときは、開館した上で、甲と連携して災害対応を行わなければならない。

なお、災害対応等により生ずる諸費用の負担については、甲乙協議の上、決定する。

（事故発生の報告等）

第１９条　乙は、管理業務を行うに当たって事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

（損害賠償）

第２０条　乙は、管理業務を行うに当たって、乙の責めに帰すべき事由により第三者又は甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合又は天災地変等による場合は、この限りでない。

２　甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（リスク分担）

第２１条　管理業務に関するリスク分担は、別表「リスク分担表」のとおりとする。

（施設等の使用）

第２２条　甲は、帯広の森運動施設の管理業務の実施に必要な施設及び備付物件を無償で乙に貸与する。

２　乙は、前項の規定により使用する施設及び備付物件を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理業務の範囲を超えて使用してはならない。

３　乙は、故意又は過失により備品等を破損、滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対してこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

４　前項の規定により調達した備品の所有権は甲に帰属する。

５　乙は、帯広の森運動施設の使用に関し、自動販売機を設置するなど行政財産の目的外使用に該当する場合は、事前に甲と協議するものとする。

（自主事業）
第２３条　乙は、管理施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
２　乙は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
３　甲は必要があると認めるときは、自主事業の実施に当たって条件を付することができる。

（利益の還元）
第２４条
　乙は、各年度の利用料金収入が予算に対して増収となった場合、収入予定額を実績額が上回った額（以下「増収額」という。）について、その３割を上限として、甲に還元することとする。ただし、還元を要する額は、管理運営業務（自主事業は除く。）の全体収支黒字額から増収額の７割相当額を控除した額の範囲内とし、かつ、３０万円を超える場合に限る。
２　乙は自動販売機設置に係る収支において黒字が生じた場合には、その黒字額の３割を甲に還元することとする。この場合、当該還元額から自動販売機設置に係る当該年度分の行政財産使用料の額を控除することができるものとする。
３　前２項の還元の方法は、原則として翌年度の６月３０日までに現金で納付することとするが、乙が別途提案する場合には、甲と乙との協議により決定する。

（帳簿等の整備保管）
第２５条　乙は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これらを５年間保管するものとする。
（１）金銭出納簿その他の経理書類
（２）管理業務に関する実施報告書及び収支決算報告書
（３）甲が別に指定する書類

（個人情報の保護等）
第２６条　乙は、管理業務を行うための個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報公開）
第２７条　乙は、管理業務を行うに当たって保有する文書の公開に努めるものとする。
２　乙は、帯広市情報公開条例（平成 12 年条例第１号）に基づき、甲を通じて、管理業務を行うに当たって保有する文書の閲覧等の請求があったときは、速やかに、これに応じるものとする。

（秘密の保持）
第２８条　乙は、管理業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（障害のある方への対応）
第２９条　乙は、管理業務における障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能障害をいう。以下同じ。）のある方への対応については、「帯広市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を遵守するものとする。ただし、主務大臣の対応指針による対応を妨げるものではない。

（多様な性に関する施設利用者への対応）
第３０条　乙は、「多様な性に関する職員ガイドライン」を踏まえ、多様な性への理解を深め、管理運営にあたり、適切に対応しなければならない。

（原状回復等）
第３１条　乙は、管理業務が終了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、速やか

に、施設及び備付物件を原状に回復した上、管理業務に必要なものを甲又は甲が指定する者に引き渡し、業務の引継ぎを行わなければならない。ただし、甲が原状回復することを要しないと認めた場合は、この限りでない。

２　前項の規定により乙が甲の指定する者に業務の引継ぎを行うときは、書面を取り交わし、その写しを甲に提出しなければならない。

（準備行為）

第３２条　乙は、指定期間の開始の日の前日までに、管理業務の遂行に必要な資格その他の能力を有する人材を確保し、必要な研修等を行い、管理業務の遂行に必要な一切の準備を行わなければならない。

２　前項に係る費用は、乙が負担するものとする。

３　乙は、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

４　甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければならない。

（前受金等の引き継ぎ）

第３３条　甲が乙の指定期間における利用の対価として収受した利用料金に相当する額がある場合は、甲は支払い方法を別に定め、乙に対し当該支払方法により利用料金に相当する額を支払うものとする。

２　乙は、指定期間の満了後の期間における利用の対価として収受した利用料金については、甲が新たな指定管理者を指定しかつ利用料金制を導入するときは新たな指定管理者に対して、その他の場合は甲に対して、甲が指定する期日までに支払うものとする。

（協定の改定）

第３４条　甲及び乙は、特別の事情がある場合に限り、協議の上、この協定を改定することができる。

（その他）

第３５条　この協定に関し疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

（甲）帯広市西５条南７丁目１番地
帯広市教育委員会
教育長

（乙）所在地
法人名　又は　団体名
代表者　氏名

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、この協定による業務（以下単に「業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、帯広市保有個人情報管理規程（令和５年訓令第１号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和４年１月付け個人情報保護委員会）等の趣旨を尊重し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密の保持及び適正管理）

第２　乙は、業務を処理するために知り得た個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

２　乙は、業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知徹底しなければならない。

３　乙は、業務を処理するために知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、業務を処理するために知り得た個人情報について、適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（業務処理責任者）

第３　乙は、業務の処理にあたり、業務処理責任者を定め、甲に報告しなければならない。

（個人情報取扱者に対する教育）

第４　乙は、個人情報取扱者（個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）に対して業務における個人情報の適切な取扱いを周知徹底するとともに、適切な教育を行うものとする。

２　前項の教育には、次の各号に定める措置等を含む。

(1)　個人情報等の適正な取扱いに関して内部規定を定め周知徹底すること。

(2)　個人情報等の適正な取扱いに関して研修等を実施すること。

（収集の制限）

第５　乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

２　乙は、前項の収集をするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第６　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を処理するために知り得た個人情報を当該業務の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（保管）

第７　乙は、業務を処理するために知り得た個人情報を当該業務における利用目的の範囲内で適正に保管しなければならない。

（廃棄）

第８　乙は、業務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、個人情報等を速やかに廃棄するものとする。

２　前項の廃棄方法は、次の各号に定める方法によるものとする。

⑴　個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用するものとする。
⑵　個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用するものとする。
⑶　個人情報ファイル中の個人情報を削除する場合、容易に復元できない手段を採用するものとする。

3　乙は、第１項の義務を履行するため、次の措置を講じる。
⑴　個人情報等が記載された書類等について、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続きを定めること。
⑵　個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における個人情報等の削除を前提とした情報システムを構築すること。

4　乙は、個人情報等を廃棄又は削除した場合、その記録を保存し、その証明書を甲に交付する。

5　乙は、個人情報等の廃棄又は削除を第三者に委託する場合、委託先が確実に廃棄又は削除したことについて証明書等により確認しなければならない。

（再委託の禁止）

第９　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

2　乙は、甲自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる再委託先に限定して委託業務の全部又は一部を再委託するものとし、甲の事前の書面による承諾を得るものとする。

3　甲は、乙が個人情報取扱事務の全部又は一部を再委託する場合には、当該事務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、乙を通じて、又は甲自らが第 16 に定める措置を実施する。

4　個人情報取扱事務の全部又は一部を再委託する者は、当該委託に係る個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

5　前４項の規定は、個人情報取扱事務の全部又は一部について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（複写、複製及び持出しの禁止）

第 10　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を処理するために甲から提供された又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製をしてはならない。

2　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を処理するために甲から提供された又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を、事業所の取扱区域（個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。）の外へ持出してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第 11　乙は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

（提供資料等の返還等）

第 12　乙は、業務を処理するために甲から提供された又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を、業務終了後、速やかに甲に返還又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（協定期間終了後の措置）

第 13　乙は、本協定が終了した場合に、直ちに、甲から提供を受けた個人情報を甲に返却するものとする。ただし、甲の指示があるときは、その指示内容に従い返却・廃棄又はその他の処分をするものとする。

（個人情報の運搬）

第 14　乙は、業務を処理するため、又は業務終了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及びき損等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（指示及び報告等）

第 15　甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（実地検査等）

第 16　甲は、乙が業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、業務先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、少なくとも年１回以上、原則として実地検査等により確認するものとする。

（事故発生時の報告義務）

第 17　乙は、業務を処理するための個人情報の取扱いについて、事故が発生した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（協定解除及び損害賠償）

第 18　甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、協定の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

２　乙は、業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は甲の負担とする。

帯広市体育施設管理業務年度協定書「帯広の森運動施設グループ」（案）

帯広市教育委員会（以下「甲」という。）と、××××（以下「乙」という。）とは、帯広市体育施設「帯広の森運動施設グループ」（以下「帯広の森運動施設」という。）管理に関わる業務（以下「管理業務」という。）の実施について締結した帯広市体育施設管理業務基本協定書「帯広の森運動施設グループ」第６条第２項の規定に基づき、当該年度における協定書（以下「年度協定書」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第１条　この年度協定の期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとする。

（業務の内容及び収支計画）

第２条　この年度の業務内容及び収支計画は、事業計画書及び収支計画書に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料の支払）

第３条　令和９年度の指定管理料は、○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○，○○○，○○○円）とする。うち物価・賃金スライド制度による指定管理料のスライド額は、○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○○，○○○円）とする。

２　甲は、乙に指定管理料を前金払で毎月支払うものとし、その支払期限及び支払金額は次のとおりとする。

期別	支払期限	支払金額　※(　)は支払金額のうち消費税及び地方消費税の額
第１期	令和　　年　　月　　日	円（　　円）
第２期	令和　　年　　月　　日	円（　　円）
第３期	令和　　年　　月　　日	円（　　円）
第４期	令和　　年　　月　　日	円（　　円）
第５期	令和　　年　　月　　日	円（　　円）
第６期	令和　　年　　月　　日	円（　　円）
第７期	令和　　年　　月　　日	円（　　円）
第８期	令和　　年　　月　　日	円（　　円）
第９期	令和　　年　　月　　日	円（　　円）
第１０期	令和　　年　　月　　日	円（　　円）
第１１期	令和　　年　　月　　日	円（　　円）
第１２期	令和　　年　　月　　日	円（　　円）

３　乙は、甲に対して支払期限の 15 日前までに、指定管理料の請求をしなければならない。

４　甲は、前項の適法な請求があったときは、第２項に掲げる期限までに指定管理料を乙に支払うものとする。

５　甲は、前項の期間内に第２項で定める支払金額を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、支払金額に協定締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

（協定に定めのない事項）
第４条　この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

（甲）帯広市西５条南７丁目１番地
帯広市教育委員会
教育長

（乙）所在地
法人名　又は　団体名
代表者　氏名